令和６年（2024年）度　道路等小規模修繕業務委託（複数単価契約）仕様書

１．目的

　　鎌倉市都市整備部作業センターが発注する鎌倉市道における道路等小規模修繕業務委託（複数単価契約）契約について必要な事項を定めるものとする。

２．業務の内容

　　本業務の内容は以下の（１）、（２）に示すものとする。

1. 狭あい道路拡幅整備事業に伴い、鎌倉市に帰属された道路拡幅部等のア

　　スファルト舗装等、小規模な舗装工事

1. その他発注者が指示する軽微な維持補修作業

３．業務場所

本業務の業務場所は、鎌倉市内全域とする。

４．業務期間

　　契約締結日から令和７年（2025年）６月30日までの間とする。

５．業務時間

　　１日の業務時間は、昼間工事を原則とし午前９時から午後５時までを標準とする。協議の上、やむを得ず夜間作業を行う場合は、午後９時から翌日午前５時までを標準とする。

６．法令等の遵守

（１）受注者は業務を実施するにあたり、法律及びこれに関する法令、条例、規則等を遵守すること。

（２）作業員に対する諸法令の運用、適用は受注者の負担と責任のもとで行うこと。

７．作業の指示及び実施

（１）受注者は発注者の作業指示書（第１号様式）による指示を受けて作業を行うものとする。また、発注者においては特別な事情がない限り１回の発注においては原則、施工総量が概ね50㎡程度となる複数の工事箇所を地域ごとに併せて発注するものとする。

（２）１度の発注においては、完成期限を概ね３か月とする。

（３）舗装版は、原則舗装厚5cm、路盤厚15cm、不陸整正補足材厚3cmとし、発注者から特に指示があった場合、受注者は指示に従い施工するものとする。

８．完了報告

（１）受注者は業務の完了後、作業完了報告書（第２号様式）に作業写真及び出来高数量を記載した書類を添付し発注者に提出するものとする。

（２）作業写真においては施工前、施行中、施工後及び出来高管理が確認できる写真を添付すること。

（３）上記のほか、発注者が特に必要と求めるものを受注者は添付するものとする。

９．安全管理

作業中は交通誘導員を原則２名配置し、常時作業現場周辺の居住者及び通行

人の安全ならびに交通の円滑な処理に努めることとする。

10．損害賠償等

　　受注者は、受注者の責めに帰すべき理由により第三者に被害を与えた場合は自らの負担において現状を回復し、その損害を賠償しなければならない。

11．工事の周知について

　　工事の施工に先立ち、周辺住民には原則、市が作成したひな型に則った工事のお知らせを作成し配布するものとする

12. 材料等

　　本業務に用いるアスファルト合材及び路盤材は発注者が支給する。

13．廃材等

　　本業務において生じた残土及びアスファルト殻については坂ノ下資材置場（坂ノ下34-17）に搬入するもとする。また本業務に伴い発生したコンクリート殻、金属廃棄物等についても同様に坂ノ下資材置場に搬入するものとする。

14．用具等

　　作業に要する機械器具等の用具、車両等及びこれらに要する燃料等は受注者が用意し、受注者の責任において適切に管理するものとする。

15．その他

　　本仕様書に記載のない事項または本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、発注者、受注者間で協議することとする。